

2024年3月期全塾協議会臨時会議事録

2024年4月7日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2024年3月29日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。また、協議事項については発言録となっている。

議事概要記録

名称	2024年3月期全塾協議会臨時会
場所	対面(日吉キャンパス塾生会館101)・オンライン(Zoom)併用
日時	2024年3月29日 10:10~13:00

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表	山田健太
	事務局長	佐々木菜緒
上部団体	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
	体育会本部 主幹	欠席
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	市川裕也
	全塾ゼミナール委員会 委員長	欠席
	四谷自治会 会長(1~16番項)	藤村悠哉
	四谷自治会 議員代理(17番項)	藤村理音
	芝学友会 会長	荒井大輔

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	
4. 配布資料の確認	財務部 内田光紀
5. 議長の確認	
6. 議事	以下参照
7. 連絡事項	財務部 内田光紀
8. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20240329-01-SAI	卒業アルバム委員会 委員長 山野蒼依	団体規約改正に係る報告	採決なし
20240329-02-JUK	塾生会館運営委員会 新委員長 土橋祐太	交代報告	採決なし
20240329-03-JUK	塾生会館運営委員会 委員会 土橋祐太	団体規約改正に係る報告	採決なし
20240329-04-ORJ	オリエンテーション実行委員会 新委員長 眞澤環希	交代報告	採決なし
20240329-05-MTI	三田祭実行委員会 財務 安田萌花	独自財源特別支出承認申請	可決
20240329-06-ZKR	全国慶應学生会連盟 委員長 市川裕也	交代報告	採決なし
20240329-07-YJK	四谷自治会 会長 藤村悠哉 新会長 藤村理音	交代報告	採決なし
20240329-08-BRH	文化団体連盟本部 委員長 後藤美汐 新委員長 山本琉仁	交代報告	採決なし
20240329-09-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-10-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-11-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-12-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-13-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-14-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-15-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20240329-16-JSD	塾生代表 山田健太	執行機関業務に係る議案	可決
20240329-17-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会規約改正及び諸規定に係る議案	可決(修正)

2024年4月7日 議事録作成
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

荒井大輔

(署名) 荒井大輔

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

財務部 内田光紀による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

財務部 内田光紀が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

財務部 内田光紀は、全塾協議会規約 第 10 条に基づき、現在の議長が芝学友会会長 荒井大輔であることを確認した。

6. 議事

(1) 卒業アルバム委員会 団体規約改正に係る報告

卒業アルバム委員会委員長 山野蒼依：お世話になっております。卒業アルバム委員会の山野です。よろしくお願ひいたします。また、議案の順序の調整のご協力もいただきましてありがとうございました。早速ですが議案の方に入らせていただきたいと思います。本日提出させていただきましたのは卒業アルバム委員会の団体規約の改正に係る報告になります。内容については議案の方を参照いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございます。本件につきましてご質問ご発言のある方は挙手をお願いいたします。塾生代表お願いします。

塾生代表 山田健太：この場で何か決まることじゃないので、サクッと問題点だけ指摘しておくのですが、第 5 条に委員という項目があるじゃないですか。当委員会の委員は慶應義塾大学の学部生および大学院生をもって構成すると書くと、これは学部生と大学院生全員が委員であるというふうに解釈されると思うのですがその認識で作っていますか。

山野：その認識ではございません。

山田：そうですね。多分これ資格の話をしていると思うんですね。

山野：そうですね。

山田：あとまた、大学の規定に則ると、大学院生に資格を与える場合はそれは準会員であると明記しなければならないという規定等もありますので、一旦作ってしまったものはしょうがないですが、次これを改正する手続きは総会ですかね。第 23 条によると、規約の変更は総会で行い、議決は出席者の過半数をもって行うという記載があるので、次の総会は 5 月ですかね。

山野：そうですね。

山田：それを作った際に事前にご共有いただければ、こちらの方で一応チェックして大学なり全塾協議

会なりの問題がないか見ますので、次草案を作った時点でご提出いただけますでしょうか。

山野：弊委員会の総会の前に提出すればいいということでしょうか。

山田：そうですね。多分総会で議決されるとそれで決定してしまうと思うので、決定される前にこれ大丈夫だと思いますかと言っていただいた方が、ここまずいと思いますというのを訂正していただいて草案として諮っていただいた方が、皆さんもトラブルが少ないと思うので、少なくとも第5条は直さないと多分激ヤバ案件な気がするので、それはお願いします。私からは以上です。

荒井：その他に質問発言をされる方はいらっしゃいますか。藤村議員お願いします。

四谷自治会会長 藤村悠哉：はい、四谷自治会の藤村です。些細なことで大変恐縮なのですが、議案資料を拝見するに、呼称は当委員会から本委員会に変更されているというふうに書いてあるのですが、共有されている規約は当委員会のままで、この共有されている規約は最新版じゃないということなのか、それとも議案が間違っているということなのか判断しかねたので最新版を共有していただきたいです。先ほど代表から指摘があった通りの修正をかけた上で、再度ご提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

山野：はい、かしこまりました。確認の上また再度提出いたします。

荒井：その他に質問発言をされる方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので本件協議を閉じさせていただきます。

(2) 塾生会館運営委員会 交代報告

塾生会館運営委員会委員長 土橋祐太：塾生会館運営委員会委員長の土橋と申します。この度交代申請を提出させていただきました。塾生代表の承認を得ましたため前任から交代させていただきました。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 塾生会館運営委員会 団体規約改正に係る報告

塾生会館運営委員会委員長 土橋祐太：規約の変更に関しましてこちらで申請させていただきます。塾生会館運営委員会の規約に関しましては塾生会館利用団体の総会の議を経て変更が決定されますが、2月の末に行われました2023年度の最終総会をもって変更が承認されましたため、こちらで新たな規約を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございます。本件につきまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。塾生代表お願いいたします。

塾生代表 山田健太：これ多分前回の塾生会館運営委員会にもお伝えしたのですが、塾生会館運営委員会は長い規則定款となっておりますので、改正した時に新旧対照表というか、何が変わったのかをご説明いただきたい。これが新しいですとぼんと渡されても何だったんだろうねという話になってきます。先ほど卒業アルバム委員会の方も作っていただいておりますが、変更内容のまとめ資料、これについては追ってでも概要説明をご提出いただければ幸いかなというふうに思います。口頭でもし何かこういう点に変更ありましたということでご補足があれば今していただけますと幸いです。

土橋：承知しました。新旧対照表は後ほど作成次第提出させていただきます。こちらで要旨のみお伝えいたします。大きく3点ございますが、1点目は全塾協議会の皆様ともご一緒させていただいている、日

吉キャンパス食堂棟のリノベーションに関しまして、「スペース」と呼ばれているたまりのような場所を廃止して新たな事業を全塾協議会とともに展開する予定でございますので、そちらに伴いましてスペースという場所の使用規則の撤廃、それからそちらに付随する規則の変更がございます。詳細は新旧対照表として追って共有させていただきます。

荒井：はい、ありがとうございます。他に質問発言のある方は挙手をお願いいたします。いらっしやらないようですので本件議案を閉じさせていただきます。

(4) オリエンテーション実行委員会 交代報告

オリエンテーション実行委員会委員長 眞澤環希：交代報告書を提出させていただきました。オリエンテーション実行委員会の新代表の眞澤環希と申します。これからよろしくお願いします。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございました。本件につきまして質問発言のある方は挙手をお願いいたします。それでは新委員長の眞澤さん手短かに挨拶をお願いしてもよろしいでしょうか。

眞澤：はい、ありがとうございます。もう既に新歓実行委員会として動き出してはいるのですが、そのときにも結構たくさんご迷惑お掛けしたりとか、ご協力お願いしたこともあったと思います。これからまた新歓の時期になりますとまたご迷惑おかけすることもあると思いますが、新入生の新たな門出を一緒に祝う実行委員会として頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

荒井：よろしくお願いします。ありがとうございました。

(5) 三田祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会財務 安田萌花：お世話になっております。三田祭実行委員会財務の安田と申します。本日は3月10日に緊急執行を承認していただいた分の事後申請をさせていただきます。ガソリン代の関係で申請額を超過してしまい大変申し訳ございません。詳細は別途書類に記載の通りとなっております。よろしくお願いいたします。

議長 荒井大輔：ありがとうございます。本件に関しまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。塾生代表をお願いいたします。

塾生代表 山田健太：一応大事な確認なのでしておくのですが超えた原因は何ですか。

安田：おそらくガソリンスタンドではなく、ガソリンを満タンにして返さずにその店舗で給油という形、帰着時精算という形で返却したため、割高になって金額を超えたかと思っております。距離については、前回走行時とそこまで変わりなく走行して、寄り道もしていないという確認が取れています。

山田：なるほど、わかりました。今まで指導してきていなかったところなので、別に一旦はな気がしますが、来年以降は帰着時精算で計算をして出すか、出したとしても帰着時精算を認めるかどうかは別ですけれどね。ただ、原則として帰着時精算はそもそもやらないようにしないと精算はしないというのを三田祭実行委員会としてきちんと伝えていただきたいと思っております。私からは以上です。

荒井：その他に質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。後藤議員をお願いします。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐：文化団体連盟本部の後藤です。事実確認だけさせていただきますのですが、これ支出日が3月1日となっていて緊急執行が3月10日となっているので、緊急執行自体がもう事後だったという認識で大丈夫ですか。

安田：2月頭頃に緊急執行自体は申請させていただいておまして、具体的な日付は覚えていないのですが、かなり時間が経ってから承認いただけていないことに気づいて、再度お伺いしたところ3月10日に承認していただいたということになります。

後藤：その場合は執行機関側に聞きたいのですが、承認が後ということは事後ということですよ。だから、2月頭に申請をしていたとしても、その承認が下りたのが3月10日であれば、3月1日に実際に支出しているということになると、事後で認められている緊急執行ということですよ。

山田：質問の意図は理解しました。我々の方には特に支出をした後の確認はなかったので、そのまま緊急執行について確認をし許可をしたという趣旨でございます。

荒井：その他に質問発言のある方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので、それでは議決に移らせていただきます。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、本件は全会一致により可決されました。本件議案について塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：承認します。ただ次は帰着時精算はないという認識をお願いします。

安田：かしこまりました。ありがとうございます。

(6) 全国慶應学生会連盟 交代報告

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也：全国慶應学生会連盟常任委員会委員長の市川です。本日はこちらの議案資料にあります通り、交代に関するご報告をさせていただきます。新委員長は文学部2年の城山寛介になります。本日新委員長が欠席なので、挨拶につきまして私の方から簡単にとさせていただきます。

これまでありがとうございました。今後とも全国慶應学生会連盟として団体再建、発展に向けて尽力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上になります。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございました。

(7) 四谷自治会 交代報告

四谷自治会会長 藤村悠哉：お世話になっております。四谷自治会の藤村と申します。この度弊団体は2024年3月31日付で交代を行うことになりましたので、下記の通りご報告させていただきます。

手短かに挨拶をさせていただければと思うのですが、およそ3年弱ほど、全塾協議会には大変お世話になりました。医学部という狭いコミュニティの中で、全塾協議会に関わって、選挙管理委員会などなど、大変貴重な経験をさせていただきました。変革期の全塾協議会に関わることができて大変光栄に思っております。大変ご迷惑をお掛けすることが多々あったかとは存じますが、約3年間お世話になりました。これからも四谷自治会をどうぞよろしくお願いいたします。

新任の者も挨拶させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 荒井大輔：お願いします。

四谷自治会新会長 藤村理音：代わりまして新しく代表を務めさせていただきます、藤村理音と申します。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

荒井：はい、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。本件議案を閉じさせていただきます。

(8) 文化団体連盟本部 交代報告

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐：お世話になっております。文化団体連盟三田本部常任委員会委員長の後藤と申します。この度は3月31日付で交代を行うことになりましたので、ご報告いたします。新任の代表の者から挨拶をさせていただきます。

文化団体連盟三田本部常任委員会新委員長 山本琉仁：文化団体連盟三田本部常任委員会委員の山本琉仁と申します。3月31日付で現職の後藤から後任となりますので、よろしく願いいたします。現職の人格や功績などを踏まえ、大変なプレッシャーを感じますが、精一杯頑張りたいと思いますので、関係各所からご指導を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございます。以上で本件議案を閉じさせていただきます。

(9) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：緊急執行について7件の報告をさせていただきます。9番項で取り扱いますのは湘南自治会の緊急執行についてです。こちらについてはWebサイトの維持費とパンフレットの印刷費を極めて早急に支出しなければならないということでございましたので、緊急執行を許可したという趣旨でございます。新歓期に合わせるというようなことであったり、Wixの契約の関係上の期限に基づいてこのように許可したということでございます。説明としては以上です。

議長 荒井大輔：ありがとうございます。本件に関しまして、質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので、それでは議決に移ります。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(10) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：同じ団体で恐縮なのですが、団体側から別々に出たので議案としては別になっております。同様にキャンパスマップ事業というのを湘南自治会が行うということに差し当たり、そちらに係る印刷費というものに対して許可をしたというものでございます。説明としては以上です。

議長 荒井大輔：ありがとうございます。それでは本件に関しまして質問発言をする方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので議決に移らせていただきます。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。本議案について、塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(11) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：きちんと説明しないと誤解を招きそうなのできちんと説明をさせていただきます。他もきちんと説明しているつもりなのですが。全塾協議会事務局より下記の通りバッジ代の申請をして

もらいました。これは全塾協議会の役職者が使用することを念頭に進めてもらっているものになります。こちらについては、予算等が決まっていないので緊急執行として承認をしたというものにはなりません。基本的に貸し出しになるので、贈与ではなく貸与になります。

どういう理由かという、かねてよりご意見がありました通り、全塾協議会の役職者を一般の塾生に対してわかりやすく広報する一環です。今回は間に合いませんが、入学式等の式典で使っていく中において、もう少し全塾協議会の広報強化を図っていきたいというのがもう一点と、今後導入されるであろう新制度におきまして、一定の権限を持つ方の人数が増えるので、今までは公職を対象としますと塾生代表 1 人ではありましたが、公職に該当する方が複数人にあたりますので、所属団体であるとかそういった方から、このバッジをつけたらこういう人だというのがわかりやすい方が良いというお話もありまして、一応こういうバッジを業務を行うときはつけていただくことで、所属団体においてこの人はこういう役職の方であるというふうに、一般の議員バッジに近い印象で持っていて良いかなというのではあります。公職が増えるに差し当たって、一旦当面の間耐える金額を最低料金での見積もりをしていただいたものについて許可いたしました。なぜこの時期に許可をしたかという、間に合うかどうか不明だったため、速やかに動くにあたっての許可をしたという次第です。以上です。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございます。本件につきまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。後藤議員お願いします。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐：貸与だというふうにおっしゃっていたと思いますが、予算に含んでいなかったから特別支出という扱いにしたということですか。

山田：はい、ご認識の通りです。

後藤：予算の申請をする必要はないんですか。

山田：予算が未確定なものですから、その他應援指導部等と同じ対応になります。

荒井：はい、その他に質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですのでそれでは議決に移らせていただきます。賛成される方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。本件議案につきまして、塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(12) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：同じく緊急執行について、12 番項として取り扱いますのは應援指導部の緊急執行についてです。こちらについても先ほどの事務局と同じように、交付額未決団体による執行の内容で認めるということで、去年まで議論して特段問題のないものが全て含まれておりましたので、許可した次第でございます。救急用品等の既に議論もして特段高額ではないものです。以上です。

議長 荒井大輔：ありがとうございます。本件につきまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので議決に移らせていただきます。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(13) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：13 番項としては同様に應援指導部の緊急執行につきましてです。楽器の修理費、単価としては極めて高い額ではなく、予算上少し多めに取っているという説明もありましたので、こちらで許可しているという次第でございます。こちらも交付額未決による緊急執行だというふうにご理解ください。以上です。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございました。本件につきまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので議決に移らせていただきます。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(14) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：14 番項の説明をいたします。こちらも應援指導部の説明になるのですが、塾旗にかかる支出、そして塾棒というのを例年用意しておりましたのでそちらについて許可をしたものと、通信費として、過去にやってはいなかったのですが現状應援指導部がバラバラのツールでやり取りをしていることで組織が一元化管理されないという問題に対して、今改革を行っていただくに差し当たり、現状必要な Slack の利用代、これについてはご存知の通り積極的に許可していくという方針を現状立てておりますので、それに基づいて許可をしたという次第でございます。説明としてはこちら未決による許可になります。以上です。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございました。本件につきまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので、議決に移らせていただきます。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(15) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太：15 番項について説明申し上げます。こちらについても記載の通りではありますが、未決による出費を許可したものでございます。一部項目が雑費でいいのか等について議論があったのですが、内容として極めて不適切ではないということで、各項目の金額が高くないことを確認し許可をいたしました。以上です。

議長 荒井大輔：はい、ありがとうございました。本件に関しまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。いらっしゃらないようですので議決に移らせていただきます。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(16) 塾生代表 執行機関業務に係る議案

議長 荒井大輔：担当者の方ご説明をお願いいたします。

塾生代表 山田健太：はい、説明いたします。特別委員会である優勝準備委員会の役職者等の議論、これを本日付で実施予定ではあります。全てが揃っているわけではありませんので、どこまで煮詰められるかわかりませんが、多数集まっているということではありますので、少なくとも運営をする多数の方のご意見等を賜りながら、協議をしっかりとしていくところかなというふうに思います。重ねて、これについてはもともと全塾協議会の広範な意思決定に係るところではあるので、議会で議論をしていこうということではありましたが、一応執行機関側の業務のあれこれの話ではありますので、ここについて報告と議決を一応取りたいなと思ってはいるのですが、新制度上は現状、特命担当委員会としての取り扱いで処理をしていこうというふうに事前の議員達での協議ではなっていたと認識しております。特命担当委員会の処理については、原則として各基本方針に関して、3月可能な範囲で早急に作成をさせていただきます。各議員の方に必ず確認を取った上で、対応を決定する権限を私に付託していただきたいというところでございます。それが1点目に係るもの。

三田会結成に係る報告業務に関しては、一応三田会結成に係る報告業務を何か議会にしてくださいということになっていたのですが、ギリギリになっているという話もありましたので、これについてはある程度イコールとなり得るように、3月中にその内容について議員の方にご報告の上、必要な部分については告示等を行うことでそれを代替とさせていただくということにご同意いただきたいということが2点目でございます。

先に挙げた2点について、質問ご発言等がなければ、議会の同意を得たいということでございます。以上です。

荒井：はい、ありがとうございます。本件に関しまして質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。はい、いらっしゃらないようですので、先ほどの2点について議決を取りたいと思います。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件議案は全会一致で可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか。

山田：はい、承認いたします。ありがとうございます。

(17) 塾生代表 全塾協議会規約改正及び諸規定に係る議案

芝学友会会長 荒井大輔：はい。続きまして、17番項に移らせていただきます。ご担当者の方お願いいたします。

塾生代表 山田健太：はい。17番には極めてここから多分お時間ずっと頂戴する議論になるかなと思いますが、全塾協議会規約の改正および全塾協議会規約によって現状定められている規則の全ての廃止および、草案として作成された契約を除く諸規程の制定、この三つを、議決を取りたい。同時に良いという認識ではあります。ただちょっと説明が足りませんでした。4月1日付施行という前提のもと3月31日23時59分までは、現行制度が有効なままにし、4月1日付をもって、この改正、廃止、制定を行いたい。あくまで規約は改正です。それ以外については新規制定という形をとる方が、制度上わかりやすいということもありましたので、かつ、過去のものについて公開しないわけではもちろんございませんが、そのような体裁を取らせていただきたいと思います。改正要旨については過去にも説明をしましたが、意見集約能力の強化にあたり、規約改正条件に塾生投票を入れ、我々の監視能力を強化、監視能力を民主化ですね、民主化を行うにあたっての塾生投票の追加、そして公選議員による公選議会の導入を行うということが基本趣旨でございます。執行能力の向上として執行役員制度であったり、常設

委員会制度の導入を行い、かつ予算編成制度これはどちらかというと特別支出の承認であるとか、そういったものを団体側がフレキシブルにもう少し許可が取りやすいような制度にすることで業務執行能力を向上させていくという所属団体の活動を円滑にしたいという思いでの作成でございます。

2024年以降の3月定例会の主たる変更点については、記載があるんですが、これについては詳細な資料を設けましたので、ご説明申し上げます。誤字変更、追加と、記載があるものについては基本的にその内容を追加、変更、誤字をさせていただいたというものでございます。

趣旨に関係するところについてご説明申し上げます。001と記載がありますのは、全塾協議会規約でございます。こちらに塾生代表の各種専決事項等ですね、業務の報告。現在も定例会で第1番項として行っているものでございますが、そちらについて規約上で義務づけをいたしました。また、6-8、6-9と書いてあるのは、6条8項、6条9項でございますが、これについては、任期について記載が漏れていたということでこれは申し訳ございませんでした。記載をさせていただきました。現在の全塾協議会規約と同じ内容のものです。塾生代表の懲罰について、最高法規である全塾協議会規約への違反等が確認された場合に一切できないという規定になっておりましたが、さすがに何もないというのは、問題が、6条じゃないですか。はい。それは事件ですね。失礼6ではなく12でした。6と書いてあるところは全部12ですね、失礼しました。12条7項、12条8項、12条9項でございます。失礼いたしました。

24条については、既に規則の中に、塾生議員であれば議員同士での懲罰、所属団体等であれば執行部による懲罰こういうことが処分懲罰が記載されているわけですがけれども、執行部の頂点である塾生代表に対する懲罰規定がゼロというのもしささかどうということかと、ただし、安易に止められても全塾協議会全体並びに所属団体の活動が停滞することが明示的なので、塾生投票による解任等ができるというふうに規定させていただいた次第です。

25条、これ改正条項なわけですがけれども、これについては自治会費について改正する場合にはですね、それは自治会費の業務に関わってる方、多岐にわたりますから、その皆様と事前に事務的にですね、そもそも、例えば今は750円ですけれどもこれを例えば800円にするとか、今後あり得るとしたら4年間の方であれば、1年で集約しちゃおうとか、1回で3000円もらっちゃいましょうとか、そういうことを今後検討する場合に、物理的にそれが事務的に可能なのかということ調整せずに改正を行うとトラブルの種ですので、事前にそれが実現可能であることを保証した上で改正案の提出をしなければならないというふうに改めさせていただきました。

28条これはいわゆる移行措置に係る部分ですね。こちらはちょっと若干新設されたものですので、ちょっと後ほど議論させていただきたいなと思います。記載の通りの内容1条1項2項3項ありますが1項と2項については要するに、規約に書いてあることに対する移行措置、それについては1項2項に書いてあります。規約を除く規則施行令に対する所属団体等に対する移行措置については、別の資料ですねもう一つ隣の資料にあります移行措置に関する議決案として提出しているものが、そちらの内容になります。

次にまいります。011と書いてあるのは塾生議会の内容でございます。これに2条に関するものに関しては、5名を割った場合にも4名とかであれば議会自体は成立するので行うということが読み取れるような文章にさせていただきました。5条については新設させていただきましたそれ以降全部序数がずれたんですけど、結果として5条については今まさにやってるんですね。第3土曜日の13時からやりましょう、原則18時までには終わらせましょうということ記載させていただいたという次第でございます。

6条に関しては、開催に係る運営に係る状況なわけですがけれども、読みやすい日本語に変えたのと先ほ

ど規約の方に書いた塾生代表の業務報告について、こちらでもどういったものを共有しなければならないのかを追加させていただきました。また処分であったり調査であったりする場合は、進行中の場合もごございますから、こういった場合には、必要に応じて2ヶ月を上限として報告を留意することで、進行中の状況に関しては報告をしなくてもいいという条項も一応設けてあります。でもその後7条については塾生代表の出席なくして議会が成立するとややこしいことになりそうなので、塾生代表の出席はマストしました。

8条については再審という表現は裁判で使われるものでしたので再議に変更させていただきました。

9条に関しては、議決を行う場合ですね、今もあるケースですけれども、利害関係者の場合には参加できませんよということを改めて明記をさせていただきました。並びに一応議長はあの減多な事ないと思いますが、発言の禁止であったり、例えば懲罰の話であれば、本人がいる前では議論がしづらいということもあるでしょうから、そういった場合には退室を命じることができるということにしてあります。

11条、これについては、現状議長が例えば退任された後、署名が議事録の署名を取っていただくの間に合わないということがあったりはしますので、そういった場合には、塾生代表が代理で確認をして、公開をするということがルールとして設けさせていただいたんですが、それについて直後の定例会でその旨を報告して理解の一応同意というわけではありませんが、議会に確認を凶するという内容になっております。並びに11条がなかった分、11条がなかった分、条数がずれております。

012 政策推進規則、これについてはいろいろな方から様々なご意見を賜りましたが、過去に議論されてきたものに大きく運営に影響を与える事項はなかったというふうに思います。既に政策推進の条文として書いてある慶應義塾のカーボンニュートラルの話について、誤読を招くということであったり、塾生委員が一般塾生の代表、全塾生の代表と記載した方が良いのではないかとといった指摘もありましたが、前者については少なくとも過去の議会で議決された情報をそのまま流用しているため私の草案でいじるということは一旦控えさせていただきました。議員の皆さんから指摘があるようであれば、議決として修正される分には結構かと思えます。並びに一般塾生の代表としたのは二元代表制として様々な地方自治体の条例等を参考にさせていただきましたところ、副議長にあたる塾生代表の方は、全体で1人が選ばれているのは明らかに全体の代表であることは明らかですが、5人選ばれますと当然その中に会派等があることは明らかなので、もちろん全体のために業務をするというのは事実でありつつ、当然に、1人1人が全体の代表であるというよりはそれぞれ全体で全員の代表であるというところで一応その辺の表現を参考に変更は特にしておりません。

013 執行部規則ですが、2条については、一般意思決定を塾生代表ができるとしましたがこれは常務を行う上で必要なという制限を付しました。5条については執行令を定めるときには所属団体の既存のルールと提出矛盾する可能性があるので、その場合は6ヶ月以内設けなさいという話の文章が読みづらかったので、それを変更いたしました。

続きまして、中央機関規則については、4条5条についてはちょっと読みづらいもしくは内容が重複しているものがあったので日本語の処理をしました。内容に変更はありません。

015 入会規則ですが、これは自治会費を払っている人が全員全塾協議会のステークホルダーであることは明らかでありますので、その中においても、中央機関および塾生議会の参画、参加をさしての入会であるということを明記させていただきました。その後、人事規則といたしましては、3条が複数あったので、一つそれを片方4条にずらしましたということと、あの日本語が読みづらいところがあったので変更しました。内容に変更はありません。

その後、基本的には記載の番号の対照表については、これ何の番号かということのご説明がちょっと一般の方に説明が悪かったですが、執行令の一番最初ですね、規定番号に係る執行令のところに管理のために番号を振るとしており、その番号を参考にしております。

017 は、基本会計規則ですがこれについては内容の変更は不必要と判断しました。

018 選挙管理規則ですが、これは塾生議会への出馬要件を厳しくしました。これは執行機関側を監視するための塾生議会側に、執行機関つまり中央機関、今で言う事務局員等も含めてそうですし、所属団体の構成員が積極的に入っていて、所属団体のために活動するということが本旨に反しますので、そういった場合は認められないというように被選挙権を整理しました。ただし、代表者に相当するような役職でない場合の方に関しては、その任期期間中並びに選挙期間中に休職をするのであれば、例えば「1年間ちょっと全塾生のために頑張ってくるわ」というようなことを行い、特定の所属団体の活動から身を引くことが明らかであれば、それについてはよかろうといたしました。代表者が休職することは少々考えにくいと思いましたが、代表者の休職については規定しておりません。規定してないというよりは、所属団体の代表者に相当する役職の方は選挙に出られません。相当する役職という説明を何件か求められたので申し上げますと、団体によっては、一頭代表制を取っていない場合もありますので、代表者に相当する役職と記載をさせていただいております。

また、24条並びに32条については、再選挙の規定を追加させていただきました。再選挙の規定がなかったため、塾生代表選挙においては10%を割った場合、塾生議員選挙で言いますと4人だけ当選して1人だけ枠が空いてしまった場合、こういった場合の再選挙について規定を明らかにいたしました。

16条は、公約を全体で100文字以内でというところが分かりづらかったため日本語を綺麗にいたしました。

その後019情報管理規則ですが、これについては問題ないと判断いたしました。

続きまして020監査規則ですがこれも問題ないと判断しました。

021所属団体規則ですがこれも問題ないと判断いたしました。

022所属団体の財務管理規則ですけれども、緊急執行、特別支出の定義に、全塾生のための福利厚生ではなく、個人の利益に見えるものと書いてあったんですが、そもそも所属団体が支出を行うものは原則として全て全塾生の福利厚生であることは確実であり、あくまでそれが個人の利益享受に見えてしまうこと、例えば名刺をあげるといった活動は、所属団体の活動をしていく上で広報に繋がっていくから最終的には塾生に行って恩恵があるは図という旨で支出しているのですが、直接的にそれが特定個人に対する利益に見えるので、特別支出を定義しているわけです。そう考えると全塾生の福利厚生ではあるので、その旨を削除しました。

023所属団体登記規則ですがこれについても変更の処置は必要ないと判断しました。

024全塾協議会処分規則ですけれども、これはもともと「全塾協議会所属団体規則」という体裁で作られていたんですけれども、対象者が今でいう事務局員である中央機関の構成員も対象に含まれておりましたので、単純に処分規則といたしました。対象としては塾生代表と公選議員を除く、全塾協議会の関係者一同が対象となっています。また所属団体からも所属団体への処分としての返納処分、これについては意味がないと判断いたしましたので、それにかかる8条および並びに13条をカットしました。

また不服申し立ての対象が塾生議会ですと具体的に誰に出せばいいかわからないという意見がありましたので、これを議長に変更し、またそれを行う場合のフローを明らかにし、総務部への提出といたしました。また8条に関しては誤字があることに加えて読みにくいという意見がありましたので、それを修

正いたしました。

101 規程番号に係る執行令ですが、現状存在しない施行令に関する番号を削除させていただきました。また、議事録作成に係る執行令に関して、塾生議会規則に明記がある部分と重複しており、矛盾をしていた部分もありましたので一部削除しました。以上が原則として説明になります。

では、説明を継続させていただきます。特に皆さんのご確認を賜りたい部分としては、全塾協議会規約また全塾協議会規約の中でも多くの部分については議論が尽くされてきたと思いますが、先ほども申し上げたように、追加をしたものとして、移行措置第 28 条を追加させていただきました。

当然に、4 月 1 日に緊急に施行されたのでは所属団体は当然対応はできませんし、全塾協議会側においても対応リソースに時間を割かねばなりませんので、その間における移行措置について、規約については 28 条で定めております。もう一つの参考資料として、移行措置に係る議決案というものをご用意させていただきました。こちら重ねてご議決いただけるようであれば、確認をして、議決を取りたいと考えております。

こちらについては、記載の通りですが、説明を申し上げますと、移行処置に係る議決案 1 条 1 項に関しては、塾生代表選挙は現状再選挙が走っている前提がありますので、再選挙の規定を優先しますと。つまり新規則による選挙諸々の規定を発動させるのではなく、元々走っていた再選挙の規定を優先し実施をさせていただくと、ただし、この条文だとお気づきの方いらっしゃると思うんですが再選挙の規定を優先し実施する場合の選挙の規則自体を、元の選挙規則を念頭にやるのは、特別委員会が成立していないので実は不可能というところがあって、どこまで準用をするのか、あくまで再選挙の規定のみを優先し、その運営に係る部分については、現行規則で行うとしても良いですし、特別に別途特別委員会のような形で、役職者を任命するという選択肢も取れます。ですので、ごめんなさい、これは完全な条文ではないです。ただ第 8 代塾生代表の任期においては、改正後の諸規定によって規定される 2024 年 10 月以降に実施された選挙による当選者が就任するまで継続するという事は明らかに明示させていただきました。塾生代表は、例年、部長職は執行役員である者から選ばなければならない部署があるんですが、執行役員を任命する議会の同意が必要で、議会の同意を得られるのが最速で 5 月の第 3 土曜日になるので、それまでの間に業務を行えないというのは問題です。そのため執行役員でない者から長期間の部長および委員長の任命を行うことを可能とさせていただければ幸いです。もしくは執行役員の任命権を私に付託していただいても結構でございます。

全塾協議会の会計年度につきましては、2023 年度は変わりなく運用させていただき、2024 年度を、半年である 10 月 1 日から 3 月 31 日までとして、25 年度は 4 月 1 日に開始して以降は諸規程に準ずる形にしていこうというようなことを記載しております。

4 項は所属団体に関するご承知を全部明瞭にしました。1 号に関しては先ほど申し上げたように、会計年度の統一をお願いすることになりますので、会計年度の統一に関しては、2025 年度が 4 月 1 日から始まれば、2024 年度会計を延長する等の処置については、各団体の意思決定に準ずるものとさせていただければと思います。

電子的識別番号に係る執行令に相反する場合は、春学期中に答えをいただきたい。これは主に、SNS の ID に年度等を使っている場合を対象としております。またドメインを独自に持っている場合は、申請してねということになっているので、その申請をしてもらうまでの期間となっております。

説明は以上ですが、もう一つだけ申し上げますと、全塾協議会規約に前文があるかどうか、ご指摘はいただきたいと思っております。ですので、お伺いしたいところといたしましては、改正草案に対する見解全体

と、移行処置に関する確認。前文が必要かどうか、これ4点を議員の皆さんにお伺いしたいと思います。以上です。

荒井：はい、ありがとうございました。まずその一点目と草案全体の事について、協議したいと思います。発言をされる方は挙手をお願いいたします。市川委員どうぞ。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也：はい。まずですねここまで草案を文の形でまとめていただいた事務局を中心とする皆様方に感謝申し上げます。本規則等についてですね。制度的には概ねよくできているのではないかなという所感であります。一方で、これまでの全塾協議会から大きな改革となりますので、今後実際に仮にこの規則とか可決されて運用された場合に、新たな問題が生ずるといのは容易に想定がつくところではあります。また、文案などを拝見したところ、表記方法ですとか細かいところではあるんですけども、よりブラッシュアップする余地、それ自体は存在しているという印象を受けましたので、ぜひ今回の議決に対する付帯決議のような形で、今後何年間をめぐり、今回施行された新制度についての検証を行い必要であれば、不断にその改正の努力を行うことを執行機関側、議会側どちらに義務付けるかというのはやや検討の余地がありそうですが、そういうようなことを併せて決議できればと考えております。この件について私からは以上です。

荒井：はいありがとうございます。他に発言をされる方は挙手をお願いいたします。はい。では次に移行措置に関して協議を行いたいと思います。これに関して発言をされる方は挙手をお願いいたします。まず規約28条規約について意見ある方は挙手をお願いいたします。市川議員お願いいたします。

市川：はい。28条の2項に関して、所属団体の団体定款等に関する移行措置が定められていると思うのですが、団体約款などが全塾協議会側の規定に違反または矛盾している場合に、そのまんまそれを有効とするというのは、法律の仕組み的にやや不自然なところはあると考えていて、違反しているけれども一応有効であるというような趣旨がより伝わるような表現にした方が適切ではないかなと考えます。以上です。

荒井：ありがとうございます。今の点について塾生代表何かございますか。

山田：そうですね。非常に難しいところではあるんですけど、矛盾または違反する規則は有効であるが、業務を行う上で、干渉した場合には、随時塾生代表の承認を経るものとするとかにすれば、耐えますか。

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：ちょっとこの件について話をする前に。この違反または矛盾っていうのは、執行機関側が判断するっていう趣旨であっていますか。

山田：はい。違反または矛盾は明瞭であると私は勝手に解釈しておりました。例えばつまり、最高意思決定機関は、「〇〇です」というような明記をしているが、当然に全塾協議会からの指揮命令権であったり監査であったり等で、指導を受けてその方向にチェンジしてもらう必要があることは今も含めて変わりはありません。当然それが今回今までと変わりはないんですが、明文化された箇所が多いのは事実なので、その流れによって、例えば団体総会の位置付け等を変更する必要があるところというところが一番大きなところかなと思います。もう一つわかりやすい事例でいうと、団体登記のルールとして、団体の最高の定款において、全塾協議会に所属している旨を記載してくださいということも今回お願いをさせていただきました。過去にお願いをしていたものですが、今回ルールとして改めて設けさせていただいたわけですけども、これ、書いてくださいと書かないと駄目って書いてあるってことは書いてない所属団体が7割ほどありますので、7割の所属団体においてはある種書いてくださいという発言に対しては違反していることとなりますので、これは特に主体的に何人とか判定するものではないとは認識し

ておりました。

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：説明ありがとうございます。今のを踏まえて、先ほど代表の方から提案として出された案をもう一度伺ってもよろしいですか。

山田：ケースバイケースすぎるんでちょっと何とも言えないんですが、要は多分市川委員がおっしゃっていることとしては、規約に違反していいよってというのは、規則的にどうなんですかってということだとは思うんですね。人事規定的な、ある意味買収行為を受けてはならないとかっていうのを今規約にこの移行期間中に買収行為をしていいよって返ってくるのはどうなんだろうなと思いつつ。選択肢は二つあって、一つは先ほど申し上げた、問題が生じた場合、塾生代表がその可否判断を行うという条文を追加させていただくこと。もしくは、現行規則を改正する場合に、次の改正時点で違反または矛盾する条項を残してはならないとすることで、少なくとも性善説にのっとり、今各団体が抱えている規定が、大きくは矛盾・反対はしないとするか、だとは思いますが、前者の方がフレキシブルかなとは思いますが。

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：ありがとうございます。今おっしゃっていただいた二つの話のうち、一つ目の塾生代表の可否判断ですが、これで塾生代表が、これは矛盾していて、矛盾している部分の規則について有効とみなすことはできないとなった場合には、ある種強制的に団体側の持っている定款等を上書きして、実行できるという趣旨で間違いはないですか。

山田：そのものを強制的に書き換えるというよりは、イメージとしては突合するトラブルに条項が二つ存在した場合に、どちらを使って業務を行うかを塾生代表が判断するということですかね。

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：なるほど。そもそもそこまで違反・矛盾が形式的に現れる機会自体は多くないと思い、もし起きた場合には、一定の柔軟性が確保されるべき案件だと考えますので、前者のパターン、塾生代表の可否判断を取る形が良いのではないかと考えます。以上です。

荒井：はい、ありがとうございます。他にこの 28 条に関して発言等ある方はいらっしゃいますか。塾生代表お願いします。

山田：説明、ちょっと変えさせていただいたものといましては、今まるっとそのまま読みますが、「当該団体定款および団体所規則を有効とする」の後ろに、「ただし問題が生じた場合、個別の規定の有効可否等は塾生代表が決する」という表現を追加させていただくことで、今の要件は考えられるかなと思います。以上です。

荒井：はい、ありがとうございます。今の点につきまして、発言等はある方はいらっしゃいますか。はい、いらっしゃらないですね。移行措置に関わる議決案について、協議をしたいと思えます。

山田：はいごめんなさい。一点だけ追加です。第 28 条 1 項については「現に在職する塾生代表およびの後ろに存在する」という議決という一言を入れさせていただきます。以上です。

荒井：はい、そういうことで移行措置に係る議決について協議をいたします。この議決案に関して質問・発言等ある方は、塾生代表お願いいたします。

山田：はい先に修正いたします。画面共有されている箇所でも申し上げますと、「令和 6 年」と書いてあるのを「2024 年」とし、2 項に書いてある年々となっている方は年を片方削除してください。削除します。それについてはもう既に行います。

荒井：はい、ありがとうございます。発言される方は挙手をお願いいたします。市川議員お願いいたし

ます。

市川：本議決案の2番項といえいいんですかね。2行目に関して、この2024年4月1日時点で任命を行うことを可能とすると思うんですが、後ろの期限とかっていうのは定められていますか？あるいは4月1日時点だけ任命することができるっていう趣旨なのか、そこを確認したいです。以上です。

山田：4月1日から初回、執行役員の任命が許されるまではおかしいですね。4月1日から、直後の塾生議会の会日までとするので、どうでしょう。

荒井：市川委員お願いいたします。

市川：であれば特段問題はないと思います。迅速な対応ありがとうございます。

荒井：他に質問発言をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ではちょっと自分から発言をさせていただきます。一番の再選挙に関してなんですが、まず確認というか情報として、再選挙は現在の規則においては、2024年の5月29日までとなっております。先ほどの規則に則りますと、初回の塾生議会が5月の第3土曜日になるので、18日ですか。まだ残りの改正される選挙規則において選挙の塾生代表選挙の責任者が議長になるということなので、日程的に厳しい部分が若干あるように思われます。確認している中で、29日までに告示がされていればいいのか、29日までに選出がされていればいいのかに関しては、現状は告示をされていればいいのではないかと考えておりますが、この1番に関して、それらを踏まえてどう思われますか。

山田：一つ選択肢として考えられるのは、第7代塾生代表の被選挙権を奪って、責任を持って執行してくださいという体裁はゼロではないかと思えます。

荒井：なるほど。そういうことか。つまりは塾生代表選挙の執行を第7代塾生代表が行うってことですね。その場合は、移行措置における議決において、次の選挙を第7代塾生代表が責任者でとり行いますと明記されるということですよ。

山田：そういうことです。

荒井：今の過程について何か意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。はい。その他、質問・発言等される方は挙手をお願いいたします。後藤議員お願いいたします。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐：もう1回のところではあるんですけども、選挙投票規則の第43、44、46に括弧がついてるのは何か意図がありますか。

山田：ないですね。削除します。

後藤：はい、続きまして、ちょっと思い出したらもう1回言います。

山田：チャットに先ほどの移行措置に係る議決案の第1項の改正案を用意しました。

荒井：その他に発言をされる方は挙手をお願いいたします。市川議員お願いいたします。

市川：すみません、たまたま先ほど草案を見て、1ヶ所だけ誤字を新たに見つけたので指摘させていただきます。情報管理規則の第33条3項、情報部長は開示請求の方で始まる項について支障する場合のあと多分開示の手続きって書くべきところを会日としておりますが、誤字だと思われますので、ちょっと承知しました。

山田：修正したものとして取り扱います。

荒井：はい。その他に発言をされる方は挙手をお願いいたします。後藤議員お願いいたします。

後藤：総務部運営に係る執行例の第6条の2項ですか？人事課のみで終わっておりますので、おそらく人事課は次の職を行うとなるのではないかと推測されます。いかがでしょうか？

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：はい。規約に関してですね。今改めて、前文の必要性について考えるために読んでいたところ、明らかに誤字っぽいものを見つけたので指摘します。第3条構成および定義第2項1号の「塾生、通信教育課程に所属するものを除く」とあるんですけど、この場合のものは人間だと解釈されますが、その場合は、いわゆる漢字の「者」だと思いたしますがそこら辺は誤字ですか？

山田：解釈上の問題で、意図的にこれは正しいです。

市川：であれば大丈夫です。

荒井：はい。あともう1点規約の前文の有無について協議を行います。この点につきまして意見ある方は挙手をお願いいたします。塾生代表お願いいたします。

山田：チャットに記載の文言を追加することで、第8章28条第4項を追加の上、この内容でご可決いただきたく存じます。あくまで理念であれば提供範囲はないですので、塾生投票の挙行待たずして追加をしたとしても、問題はないと判断いたします。新体制のメンバーが明らかになったタイミングで、この旗振りをしていきたいと思いますという内容が決まっている方が、新体制の皆さんにとってもう運用しやすい理念がわかりやすくなるのではないかということも含まれます。

荒井：市川議員お願いいたします。

市川：はい。こちらはいわゆる法体系的な認識を確認したいんですけども、ここで例えば今後、塾生議会の議決において、規約に置ける理念が定められたとして、その理念というのは、今後規約のいわゆる違憲状態かどうかの判断などにあたっての基準として用いられる可能性はありますでしょうか？

山田：全くないかどうかはそのときの議会で当然に判断されるものなので、この場で私が回答できるものではございません。ですので、そのことも踏まえた上で、そのときの議会の構成員の皆さんには全部を定めていただく必要があると認識します。

市川：なるほど。承知しました。一般にそういう前文と言われるものは直接的な拘束力は持たないものの、判断に揺らぎが生じたときのよりどころになるのはよくあることですので、このような理念が設けられるのであればその趣旨も含めて確実に初回の塾生議会の方々に伝えられるよう取り計らっていただければと思います。以上です。

山田：全塾協議会規約の括弧はないものとして取り扱ってください。条文のタイトルの括弧は削除されるものとして取り扱います。

荒井：本件議案について何か、意見等ある方は、挙手をお願いいたします。議決を取りますと言った場合の議決は、1回で全て議決するものですか？規約草案の中の規則プラス議決案も含めて全て1回で議決なのか。

山田：自治団体の皆さんが責任をもってオペレーションができるんだっいたらいいです。

荒井：17番項の議決に移りたいと思いますが、何か発言等ある方はいらっしゃいますか。再度確認ですが、本決議が行われた際には、4月1日から施行されます。

山田：はい。

荒井：ということで、議決に移りたいと思います。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。何かありますか？

市川：いいですか。

荒井：はい、すみません、

山田：わかりました。うん。

市川：はい、すいません。先ほど私が付帯決議のみたいなのが欲しいと申し上げたと思うのですが、何らかの形で文章に残るようにしていただきたいので、この制度が不断の見直しを行っていくであとか、今後再評価を行っていくというようなことを議決に文字として残る形で書きたい、これが私の最後の願いでございます。28条というよりは、きちんと議事録において、一緒にみんなが文案について同意したよっていう事実が残るさえすれば、それは私としては納得です。

荒井：塾生代表お願いします。

山田：ありがとうございます。では改正案における全塾協議会の組織制度をたゆまぬ努力で検証しつつ、全塾協議会の構成員は、失礼、言い直します。「**新制度を施行するにあたり、全塾協議会の構成員はたゆまぬ努力で理念を実現することを遂行し、また、本制度がその理念を実現するに適しているかどうかを常に検証することを重ねて構成員の義務である。**」よろしいですか。

荒井：市川議員お願いします。

市川：異議はございません。

荒井：他に発言をされる方はいらっしゃいますか。はい。それでは議決に移りたいと思います。賛成をされる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件議案は全会一致により可決されました。塾生代表の承認の可否はいかがでしょうか？

山田：はい、承認いたします。頑張りましょう。

7. 連絡事項

塾生代表 山田健太：施行に係る詳細は、今日明日中に所属団体の方にはおまとめし、Slack等でご連絡をいたしますのでご確認ください。並びに各団体への必要なケア等については、現状の事務局長等と協議しながら進めてまいりますので、何か不安があれば各団体のグループチャンネル等でお伝えいただければと思います。以上です。

8. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。